（環境対策課の所掌事務）

第十条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第十四条第一項の気候変動適応広域協議会の庶務に関すること。

七　前二号に掲げるもののほか、地球環境保全に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

八～二十四　（略）

2　（略）

（管轄区域の特例）

第五十二条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十条第一項第一号から第二十二号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（新規）

六　前号に掲げるもののほか、地球環境保全に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

七～二十三　（略）

2　（略）

（管轄区域の特例）

第五十二条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

○環境省令第二十四号

農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行に伴い、及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四十四条第二項の規定に基づき、農薬取締法第十三条の四第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日　環境大臣　原田　義昭

農薬取締法第十三条の四第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第十三条の四第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。